大規模修繕工事　動植物棟植物育成設備更新業務特記仕様書

１　共通仕様

・特記仕様書、設計書に記載がない事項は全て、平成２８年度版「機械設備工事共通仕様書」による。

・請負者は当該特記仕様書の他、次に挙げる関係法令等を遵守して施工すること。

（１）労働安全衛生規則

（２）その他関係法令

２　特記仕様

（１）発生材の処理

発生材の処理は監督職員の指示による。

廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理し、監督職員に報告する。

（２）機器および材料の品質等

製造所、型番等が特記された機器および材料は参考品とする。特記品以外を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。

（３）写真

写真は、「工事写真の撮り方」（建築設備編・建設大臣官房官庁営繕部監修）によるほか、下記のとおり提出する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 撮影時期 | 種　　別 | 撮影枚数 | 提出部数 | 備　　考 |
| 着工時 | カラー・サービス | 必要枚数 | １部  （Ａ４） | ネガは請負業者保管（  ５年間） |
| 工事中 | カラー・サービス | 必要枚数 | １部  （Ａ４） |
| 完成時 | カラー・キャビネ | 必要枚数 | １部  （Ａ４） | 電子画像（ＣＤ－Ｒ等に記録提出）可 |

電子画像（JPEG）の解像度は　1024×768（着工時・工事中）および　1280×1024以上（完成時）

（４）事前調査

請負者が機器の製造、資材の手配および施行の準備を行うときには、十分な現地調査を行うこと。

（５）施工計画書

請負者は、契約締結後速やかに施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。

（６）仮設工事

請負者は工事の施工に際し、適切な養生を行い、発注者の建造物等に損傷を与えないようにすること。

万一損傷を与えた場合は、請負者の負担で直ちに修復すること。

（７）施工

設計図書に明記されていない事項でも、機能上具備していなければならないものは、請負者の負担で完全に施工すること。

材料等の輸送にあたっては、養生、荷造り等を十分に行い、損傷を与えないように適切に措置を行うこと。